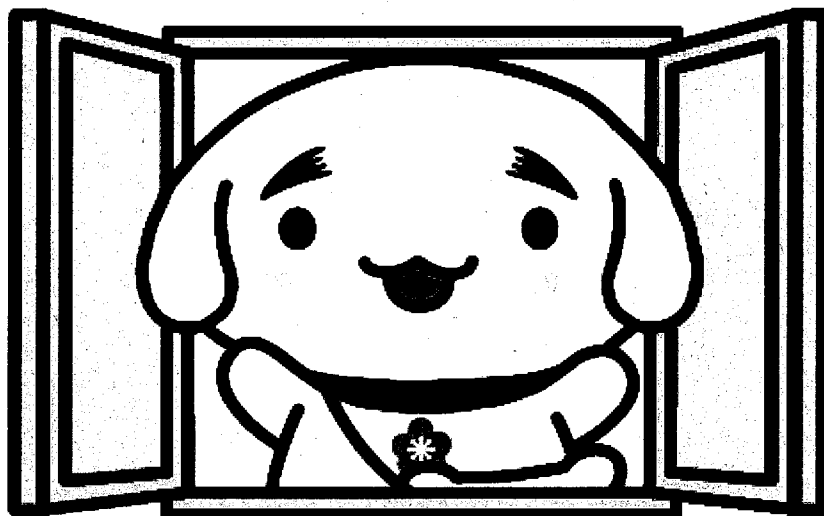


令和 8 年度

令和 7 年 1 0 月作成

保育園・認定こども園（保育部門）・地域型保育事業（家庭的・小規模保育）

保育のご案内



令和 8 年 4 月 1 日現在の年齢（対象クラス）は次のとおりです。

年齢（対象クラス）	生年月日（和暦）	生年月日（西暦）
0歳児クラス	令和7年4月2日以降 ※対象月齢を満たす方	2025年4月2日以降 ※対象月齢を満たす方
1歳児クラス	令和6年4月2日～令和7年4月1日	2024年4月2日～2025年4月1日
2歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日	2023年4月2日～2024年4月1日
3歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日	2022年4月2日～2023年4月1日
4歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日	2021年4月2日～2022年4月1日
5歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日	2020年4月2日～2021年4月1日

白河市こども未来局こども育成課保育係

〒961-8602 白河市八幡小路7番地1

0248-28-5525

保育園、認定こども園（保育部門）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育）とは・・・

上記保育施設は、親が働いている、病気の状態にある等の理由により、家庭で子どもを保育できない場合に、保護者の皆さんに代わって保育することを目的とした施設です。



【目 次】

	ページ
1 保育施設の名称および開所時間など	1
2 保育の認定について	2
3 入園の申込等について	3
4 保育施設ご利用の注意点	4
5 利用者負担額（保育料）について	5～6
6 他市町村の保育施設への入所について	6
7 一時預かり、認可外保育施設について	7
9 子育て支援事業について	7
8 こども誰でも通園事業について	8
10 感染性の病気について	9
11 入園後の手続きについて	10
12 保育園等の所在地（地図）	11

保育施設の名称及び開所時間など

おもてごう保育園は令和8年度中に表郷幼稚園と統合し、「表郷認定こども園」となる予定です。既におもてごう保育園に在園されている児童については、表郷認定こども園設立後も継続して在園して頂けます。

公 私	設置団体	保育園名	所在地 電話番号	定員 (人)	対象児童年齢	平日の開所時間		土曜日の開所時間	
						時 間	対象児童	時 間	対象児童
公 立 保 育 所	白河市	さくら保育園	会津町24-7 ☎23-2269	90	生後6箇月経過～ 就学前	午前7:30～午後7:00	すべての 入園児童	午前7:30～午後1:00	すべての入園児童 (預かれる要件があります)
		わかば保育園	北中川原8-1 ☎23-2594	150				午前7:30～午後1:00	満2歳未満 (預かれる要件があります)
					午前7:30～午後6:00			満2歳以上	
		おもてごう 保育園	表郷番沢字成金142 ☎32-2300	65	生後6箇月経過～ 3歳未満児	午前7:30～午後7:00	すべての 入園児童	午前7:30～午後6:00	すべての入園児童 (預かれる要件があります)
		たいしん保育園	大信町屋字道目木8 ☎46-2280	50					
ひがし保育園	東釜子字枇杷山28-34 ☎34-3643	60							
私 立 保 育 所	(社)白河市社会 福祉協議会	白河みのり 保育園	新白河二丁目162 ☎22-2160	89	生後6箇月経過～ 就学前	午前7:45～午後5:45	満1歳未満	午前7:45～午後0:30	満2歳未満
						午前7:00～午後7:00	満1歳以上	午前7:15～午後6:00	満2歳以上
		白河保育園	新白河二丁目81 ☎23-2306	120		午前7:45～午後5:45	満1歳未満	午前7:45～午後0:30	満2歳未満
						午前7:00～午後7:00	満1歳以上	午前7:15～午後6:00	満2歳以上
	(学)藤田幼児 教育学園	丘の上保育園	立石山10-14 ☎22-3900	50	生後6箇月経過～ 3歳未満児	午前7:30～午後6:00	満1歳未満	午前8:00～午後0:00	満2歳未満
					午前7:15～午後6:30	満1歳以上	午前8:00～午後5:00	満2歳以上	
私 立 認 定 こ ど も 園	(学)専念寺学園 ※幼保連携型	ぼだい樹	郭内1-171 ☎31-2058	90	生後6箇月経過～ 就学前	午前7:30～午後6:00	満1歳未満	午前8:00～午後2:00	満3歳未満
						午前7:30～午後6:30	満1歳以上	午前8:00～午後2:00	満3歳以上
		ぼだい樹 西こども園	南登り町15 ☎21-8861	80	生後6箇月経過～ 就学前	午前7:30～午後6:00	満1歳未満	午前8:00～午後2:00	満3歳未満
						午前7:30～午後6:30	満1歳以上	午前8:00～午後2:00	満3歳以上
	さくらの木	豊年31 ☎22-3293	50	生後6箇月経過～ 就学前 (R8年度は1歳児ク ラス以上が対象)	午前7:30～午後6:00	満1歳未満	午前8:00～午後2:00	満2歳未満	
					午前7:30～午後6:30	満1歳以上	午前8:00～午後2:00	満2歳以上	
(学)熊田学園 ※幼保連携型	認定こども園 らのみな	西三坂38-1 ☎21-8728	93	生後6箇月経過～ 就学前	午前7:00～午後7:00	すべての 入園児童	午前7:30～午後6:30	すべての入園児童 (預かれる要件があります)	
私 立	(株)ニチイ学館	ニチイキッズ 新白河保育園	新白河四丁目53 ☎21-0010	19	生後57日経過～ 3歳未満児	午前7:00～午後7:00	すべての 入園児童	午前7:00～午後7:00	すべての入園児童 (預かれる要件があります)
小 規 模 保 育 事 業	(特非) あったかたいむ	なないろ保育園	十三原道上3-21 ☎21-8882	19	生後6箇月経過～ 3歳未満児	午前7:45～午後5:45	満1歳未満	午前7:45～午後0:30	満1歳未満
				午前7:30～午後7:00		満1歳以上	午前7:30～午後0:30	満1歳～満2歳	
	(特非) と・ともに	ともいく保育園	袋町3 ☎27-8822	18	生後6箇月経過～ 3歳未満児	午前7:30～午後6:30	すべての 入園児童	午前7:30～午後6:30	満2歳以上
私 立	家庭的保育事業	びよびよ保育園	金勝寺205-25 ☎21-7033	3	生後3箇月経過～ 3歳未満児	午前7:45～午後6:00	すべての 入園児童		

※1 おもてごう、たいしん、ひがし、丘の上、ニチイキッズ新白河、なないろ、ともいく、びよびよ保育園の保育期限は、満3歳に到達した後の最初の3月31日までです。

※2 初めて入園する際は、お子さんが集団生活に慣れるよう「慣らし保育」を行います。慣れるまでは保育時間を短くし、段階を踏んでお預かりします。

※3 実際の保育時間は、開所時間の中で保育を必要とする時間になります。(2ページを参照)

保育の認定について

1. 保育施設をご利用になる場合は、保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。あり、申込みの際に必要な書類を提出していただくようになります。

入 園 条 件	必 要 書 類	入 園 で き る 期 間
(1) 月64時間以上就労しているとき	保護者の就労証明書 ※自営の場合は自営を証明する書類を就労証明書に添付してください。（開業届や確定申告書の写し等）	就労期間中
(2) 妊娠中または出産後間もないとき	母子健康手帳の写し	出産予定日前の8週間および出産後8週間を経過した月の末日まで
(3) 疾病または障がいをもっているとき	理由書（常時介護に限る）および次のいずれかの書類 ・医師の診断書 ・身体障害者手帳の写し ・療育手帳の写し ・精神障害者手帳の写し	その期間
(4) 月64時間以上同居親族を介護しているとき		
(5) 災害復旧しているとき	り災証明書の写し	
(6) 求職活動しているとき	求職活動期間に係る同意書	最長90日 （※10ページ参照）
(7) 専門学校等に在学または職業訓練を受けているとき	在学証明書、学生証の写し	その期間
(8) その他市長が認めるとき	市長が指示した書類	市長が認めた期間

※提出書類をもとに認定しますが、別途提出書類の追加をする場合があります。

※育児休業中の方の入園については、原則復帰予定日から30日以内が対象になります。

【2号認定】

満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望される場合に必要です。

【3号認定】

満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育を希望される場合に必要です。

2. 認定の結果

上記の提出書類をもとに保育必要量を認定します。

保 育 必 要 量	原 則 の 保 育 時 間	支 給 認 定 内 容
短時間認定	最大8時30分～ 16時30分の間利用できる方	・月120時間未満の時間で就労等している場合 ・育児休業している場合 ・求職活動している場合
標準時間認定	上記の保育時間外も利用できる方	・月120時間以上就労等している場合 ・保護者が障がい認定を受けている場合 ・月120時間未満の就労時間だが、就労内容により保育施設が定める時間を超えることが明らかな場合

※1 保育給付支給認定証を交付しますが、認定証の交付の段階では入園は決まっています。

※2 保育必要量が標準時間認定であれば開所時間を上限として利用できますが、その場合でも「就労証明書による就労時間+通勤時間により算定した時間」の時間内でしか利用することはできません。

入園の申込み等について

1. 入園申込書類

- (1) 教育・保育給付支給認定申請書
- (2) 保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等【2ページ参照】）

※65歳未満の祖父母と同居している場合で、祖父母が就労等されている場合は祖父母の分も就労証明書を添付して頂くことで、入園調整上減点になりません。

- (3) 保育園入園申込書
- (4) 保育施設入園に係る調査票

※その他、住民税課税関係書類が必要になる場合があります。

2. 入園の利用調整、入園申込期限

保育施設の利用調整は市が行います。

申込締切日及び結果の連絡時期は、以下のとおりです。

入園希望時期	申込締切日	利用調整時期	結果の連絡
4月	10月中 (市または園の指定日まで)	11月～1月	2月中旬
5月	2月末	3月中旬	3月下旬
6月	3月末	4月中旬	4月下旬
7月	4月末	5月中旬	5月下旬
8月	5月末	6月中旬	6月下旬
9月	6月末	7月中旬	7月下旬
10月	7月末	8月中旬	8月下旬
11月	8月末	9月中旬	9月下旬
12月	9月末	10月中旬	10月下旬
1月	10月末	11月中旬	11月下旬
2月	11月末	12月中旬	12月下旬
3月	12月末	1月中旬	1月下旬

- 注1 早い時期に申込みがあっても、利用調整や結果の連絡は入園希望時期の日程で行います。
なお、入園の承諾後に入園日を翌月以降に変更した場合は、入園の承諾を取消し、入園希望月の日程で再度調整させていただきます。
- 注2 入園を不可とされた場合であっても、当該年度内は、翌月以降の選考の対象となります。
- 注3 入園の決定については、保護者が園との面談を経て、保育内容等に同意した後となります。
保育施設の利用を可とされた連絡が、正式に入園を承諾したものとはなりませんのでご注意ください。

令和8年4月の入園申込の受付期間は、10月15日（水）から10月31日（金）までとなります。この期間外は受け付けることができませんので、ご注意ください。

保育施設ご利用の注意点

1. 保育施設に入所した場合でも以下のような状況で支給認定が継続できない場合は退園となります。

- 1 育児休業取得時の就労先に復帰しない場合
- 2 申請時の就労先を入園までに退職していた場合
- 3 求職活動の期間が経過した後でも就労先が決まらない場合
- 4 就労時間が月64時間以上に満たない場合
- 5 出産のために入園された方は産後8週間経過した場合
- 6 求職活動期間中に出産予定日の8週間前になった場合
- 7 出産予定日の8週間前までに退職した場合
(妊娠中に就労先を退職した場合、求職活動への支給認定変更はできません。)
- 8 産前産後休暇後、育児休業がなく、かつ産後就労しない場合
(ここでの育児休業とは、育児休業給付金が支給される制度をいいます。)
- 9 育児休業に係る子が満1歳に達する日以後における最初の5月1日までに職場復帰しない場合
- 10 白河市外へ転出された場合

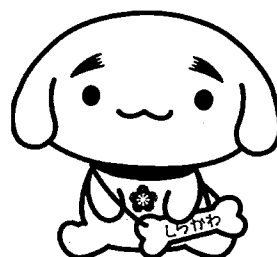
(年度内は広域入所として入園を認める場合があります。まずは保育園長にご相談ください。)

※その他入園時に申請時の入園条件と異なる場合は、入園を辞退していただくことがあります。

※就労状況等が変わる場合には、早めに保育園長またはこども育成課までご相談ください。

2. その他注意事項

- 1 入園当初(2週間程度)は慣らし保育期間となり、保育時間が短くなります。
- 2 求職活動で入園された方は、就労が決定した際には、必ず就労証明書を保育施設に提出してください。
入園後90日以内に就労証明書の提出ができない場合は、退園になります。
(なお、状況によっては求職活動期間が90日より短くなる場合があります 10ページ参照)
- 3 土曜日は、保護者が家庭保育できる場合は利用することができません。
- 4 児童の発育状況など長時間の保育に耐えられないと判断した場合や、時間を厳守できない状況が続いた場合などには、受け入れをお断りすることがあります。



利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は保護者の市民税所得割額に応じて決定されます。なお、令和元年10月以降から、4月1日時点で3歳以上のお子さんについては無償（※1）となっています。

1. 3歳未満児の利用者負担額

国の階層区分	市の階層区分	市民税所得割額の区分	国の基準額 (月額)	市の利用者負担額 (月額)
第1	A	生活保護法世帯	0円	0円
第2	B	市民税所得割非課税世帯	9,000円	0円
第3	C1	均等割のみ課税世帯	19,500円	0円
		48,600円未満の世帯		
第4	C2	48,600円以上72,800円未満の世帯	30,000円	17,100円
	C3	72,800円以上97,000円未満の世帯		20,200円
第5	C4	97,000円以上133,000円未満の世帯	44,500円	25,300円
	C5	133,000円以上169,000円未満の世帯		30,000円
第6	C6	169,000円以上235,000円未満の世帯	61,000円	36,600円
	C7	235,000円以上301,000円未満の世帯		42,700円
第7	C8	301,000円以上397,000円未満の世帯	80,000円	56,000円
第8	C9	397,000円以上の世帯	104,000円	72,800円

- ※1 3歳以上児については保育料は無償になりますが、別途副食費がかかります。入所している園での実費徴収となります。
- ※2 市民税所得割額は、原則父と母の合算額ですが、祖父母等と生計を一にしていると認められる場合は、祖父母等も含めます。
- ※3 市民税所得割額が48,600円から77,100円までに該当するひとり親世帯等については、下記のとおりとなります。
- 市民税所得割額 72,800円未満 5,000円
- 市民税所得割額 72,800円以上 6,000円 ※ 第2子以降の利用者負担額は無料
- ※4 「保育短時間」の認定を受けた方の利用者負担額は、該当する利用者負担額から1.7%を引いた額になります。
- ※5 日用品、行事参加費、制服などの費用については保育施設によって毎年度異なりますので、面談等の際にご確認願います。
- ※6 市外の認可保育所に入所する場合でも上記の利用者負担額の表が適用になります。

2. 多子世帯軽減について

18歳未満のお子さんを扶養する多子世帯の保育料は、児童が第2子にあたる場合は半額、第3子以上となる場合は全て無料となります。第1子となるお子さんが18歳以上でも「生計を一にしている」場合は、多子世帯軽減が適用されるケースもありますので、該当するお子様がいる場合は申立書をご提出ください。

○18歳未満のお子さんを扶養する多子世帯の場合

第1子（18歳未満）	第2子（保育料半額）	第3子（保育料無料）
------------	------------	------------

3. 利用者負担額（保育料）の算定方法について

4月から8月までの利用者負担額は、前年度の市民税所得割額により決定し、9月から3月までの利用者負担額は当該年度の市民税所得割額により決定されます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額に基づく保育料					当年度の市町村民税額に基づく保育料						

- ※住民税を給与天引きされている方で、白河市教育・保育給付支給認定申請書（第1号様式）にマイナンバーの記載がない場合は、算定年度の市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）の写しおよび算定年度の市区町村民税に係る課税証明書が必要です。
- ※入園前後に課税状況が確認できないときの保育料は最も高い額になりますので、ご注意ください。

4. 利用者負担額（保育料）の納入方法

- ・利用者負担額（保育料）の納入は、毎月月末に口座振替でお願いします。
- ・口座振替以外の納付方法は、原則、取り扱いできません。
- ・引落日が金融機関休業日にあたる場合には、次の金融機関営業日に引き落します。

令和8年度の引落日は、次の表のとおりです。

	対象月	引落日
令和8年 (2026)	4月分	4月30日
	5月分	6月 1日
	6月分	6月30日
	7月分	7月31日
	8月分	8月31日
	9月分	9月30日
	10月分	11月 2日
	11月分	11月30日
	12月分	12月25日※
令和9年 (2027)	1月分	2月 1日
	2月分	3月 1日
	3月分	3月31日

(1) 口座振替の手続

「白河市税等口座振替依頼書」をお取引先の金融機関窓口にご提出ください。

【対象となる金融機関】市内にある各銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合
ゆうちょ銀行

(2) 口座振替の手続がお済みでない場合

- ・納付書をご自宅に送付しますので、お早目に手続き願います。

認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業については、設置法人に利用者負担額（保育料）を納めていただきます。納入方法や納期等の詳細は、各園にお問合せください。

(3) 給食費について

3歳以上児の主食費(ごはん・パン・めんなど)、副食費(おかず・おやつ・ミルクなど)は保護者負担になります。

※年収360万円未満相当の世帯および第3子以降は副食費が免除されます。

他市区町村の保育施設への入所（広域入所）申込みについて

白河市にお住まいでも、父母のうちどちらか一方の勤務先が白河市外であるとき等は、当該市区町村の保育施設に入所申込みを行うことができる場合があります。

ただし、父母のどちらかが求職活動中である場合は申込みができないことがあります。

【手続きについて】

広域入所をご希望の場合は、まずは白河市に申込みことになります。

入所したい保育施設が存在する市区町村の入園申込みの締切日や申込みに係る要件等をご自身で確認のうえ、（協議に要する日程も考慮し）お早めにお申し込みください。

※締切間際の提出は、期間内に処理できない場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。

一時預かり、認可外保育施設について

保育園等に入園されていない児童を対象に以下のような事業を行っています。

1. 一時預かり保育事業

次の需要に対し、お子さんを一時的にお預かりするものです。

- ① 緊急保育 ⇒ 保護者の疾病、冠婚葬祭などの社会通念上やむをえない緊急的な場合
- ② 非定型保育 ⇒ 就労（パート・アルバイト等を含む）の場合
- ③ その他 ⇒ 私的な理由により、一時的に保育が必要となる場合

※通常の保育とは異なり、利用日数などに制限があります。詳細は各園に直接ご確認ください。

実施施設名	保育時間	対象児童	料金	備考
わかば保育園 (☎21-7610)	8:00～17:30(月～金曜日) 8:00～12:30(土曜日)	満1歳以上 (離乳食を完了し、歩行できる児童に限る)	市内居住者 1,000円/日 市外居住者 2,000円/日	・リフレッシュの場合の利用時間は9時～16時までとなります。 ・おもてごう・たいしん・ひがし保育園は利用定員枠に空きがあった場合のみのお預かりとなります。
おもてごう保育園 (☎32-2300)	8:00～17:30(月～金曜日)			
たいしん保育園 (☎46-2280)	8:00～17:30(月～金曜日)			
ひがし保育園 (☎34-3643)	8:00～17:30(月～金曜日)			
ぼだい樹 (☎23-3521)	8:30～16:30(月～金曜日) 8:30～14:00(土曜日)	満1歳～満3歳未満	1,000円/日 300円/時	利用定員枠に空きがあった場合のみのお預かりとなります。
ぼだい樹西こども園 (☎21-8861)	8:30～16:30(月～金曜日) 8:30～14:00(土曜日)			
さくらの木 (☎22-3293)	8:30～16:30(月～金曜日) 8:30～14:00(土曜日)			

2. 認可外保育施設について（※詳細は直接施設にお問合せください。）

施設名	対象年齢	住所・連絡先	施設長名	開所日	開所時間
デイハウス あったかはあーと		西郷村字下前田西50 ☎0248-23-1010	池下 和子	平日 (土曜日有)	9:00～18:00 (応相談)

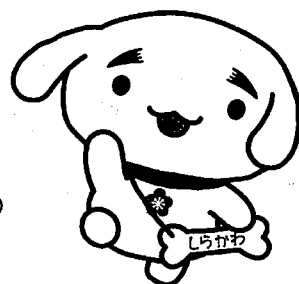
子育て支援事業について

下記のとおり子育て相談・親子交流・情報交換などを行っております。詳しい内容、時間などについては、各園にお問合せください。

園名/広場名	電話番号	園名(広場名)	電話番号
わかば保育園ゆうゆう広場	23-2594	白河みのり保育園わくわくランド	22-2160
さくら保育園こたりの日	23-2269	白河保育園なかよし広場	23-2306
おもてごう保育園おもてGO!ひろば	32-2300	ぼだい樹にこにこひろば	31-2058
たいしん保育園のびのびひろば	46-2280	ぼだい樹西こども園スマイルクラブ	21-8861
ひがし保育園ほほえみキッズクラブ	34-3643	さくらの木さくらんぼクラブ	22-3293
丘の上保育園かるがもクラブ	22-3900		

こども誰でも通園事業について

こども誰でも通園事業とは、
子育て家庭に対して、就労要件を問わず柔軟に保育園
を利用できる事業です。



【対象児童】

市内在住の保育園や認定こども園等に通っていない満1歳から2歳までの児童

※本年度中に3歳になった場合は、本年度末まで利用可能です。

※認可外保育施設に通っている児童は利用可能です。

※離乳食が完了し、安定して歩行できる児童が対象です。

【実施場所】

わかば保育園 白河市北中川原8-1

【実施日】

月曜日、水曜日、金曜日

※祝日の場合は前後の平日で調整します。

※定員などの都合により、お預かりできない場合があります。

【時 間】

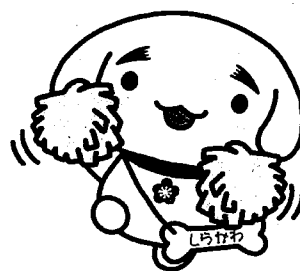
午前9時15分から午後2時15分まで（5時間）

※月10時間が上限となります。

【利用料】

1回につき1,000円

※市民税の課税額に応じて減免要件があります。



【申込方法】

わかば保育園へ電話連絡を行ってください。事前に面接があります。

電話番号：0248-21-7610（専用）

【申込期限】

利用希望日の15日前までとなります。

感染性の病気について

〈登園停止となる病気〉

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日経過してから
風しん（三日はしか）	発しん出現の数日前から後5日間くらい	発しんが消失してから
水痘 （水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症2日前から耳下腺腫脹後5日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められてから
アデノウイルス （咽頭結膜熱、プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎 （はやり目）	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから
腸管出血性大腸菌 感染症（O157、O26 O111等）	—	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められてから
コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7日～10日間は感染症のウイルスを排出しているといわれています。	発症後5日を経過し、症状が軽快した後一日を経過してから

次の病気については、お子さんの体調や病気の症状によりお休みの期間が異なりますので、医師の診断により、その期間を決めてください。

〈医師の診断によりお休みする期間を決める病気〉

病 名	感染しやすい期間	登園のめやす
ようれんざん 溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1～2日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 （りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎 （アデノウイルス、ノロ、 ロタ等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスが排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※濃厚接触者や感染者が複数の施設で発生した場合、全ての園を臨時休園する場合があります。

※休園期間については、感染状況により判断いたします。

入園後の手続について

入園後以下のような場合に該当する方は、入園している園に届出書、申請書その他必要書類を提出する必要があります。

必要な書類を提出していないまたは提出書類に虚偽があった場合は、退園していただくことがありますので、ご注意ください。

なお、毎月20日（日曜等の場合は前日）までに申請書等の書類を提出いただいた場合は、保育料の変更、保育理由の変更を、翌月の初日から適用します（退職する場合を除く※1）。

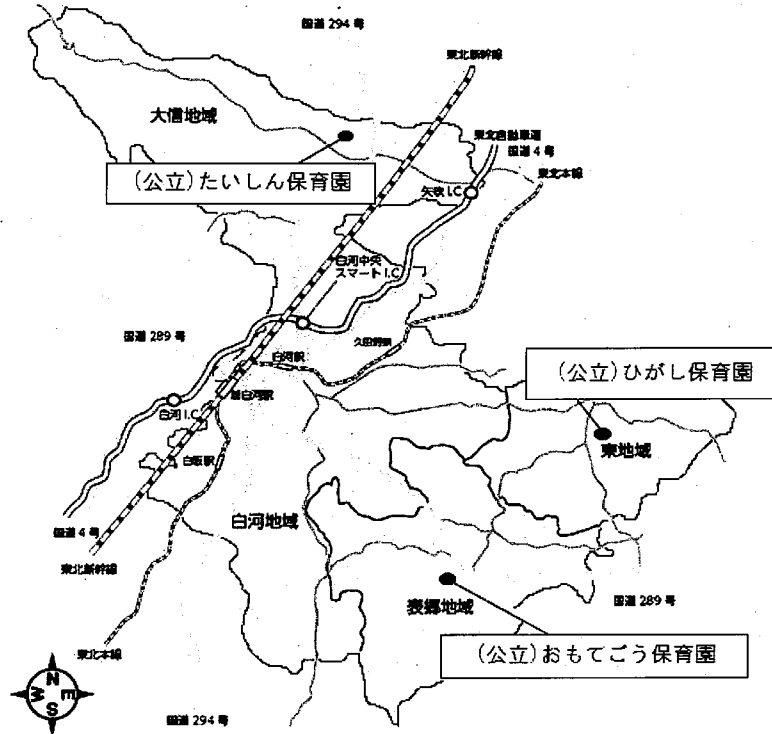
申請、届出等が必要な事柄	必要な書類
保育施設を退園する場合	(1) 退所届 (2) 支給認定証
勤務先を変更し、または就労内容に変更がある場合	(1) 就労証明書 (2) 教育・保育給付支給認定変更申請書 (3) 支給認定証
勤務先を退職する場合（※1、※2）	(1) 求職活動に係る同意書 (2) 教育・保育給付支給認定変更申請書 (3) 支給認定証 (4) 失業した日が確認できる書類をつけてください
保育施設を利用する理由に変更がある場合	(1) 教育・保育給付支給認定変更申請書 (2) 支給認定証
住所が変わる場合	(1) 教育・保育給付支給認定変更届 (2) 支給認定証
保護者を変更する場合	(1) 教育・保育給付支給認定変更届
保護者が新たに婚姻（または離婚）する場合	(1) 教育・保育給付支給認定変更申請書 (2) 教育・保育給付支給認定変更届 (3) 支給認定証
児童の氏名等に変更がある場合	(1) 教育・保育給付支給認定変更届 (2) 支給認定証
同居する家族が増える（または減る）場合	(1) 教育・保育給付支給認定変更届
出産予定がある場合	(1) 教育・保育給付支給認定変更申請書 (2) 母子健康手帳の写し (3) 支給認定証
その他市または園が必要と判断した場合	必要な書類

※1 退職された場合で求職活動をする際の保育期間等の変更は、事実発生の日（退職日）の翌日から変更となります。

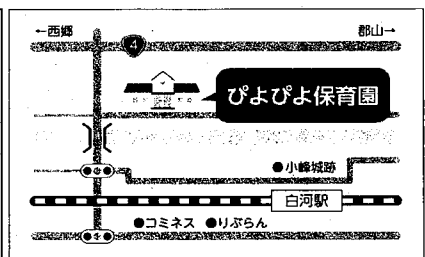
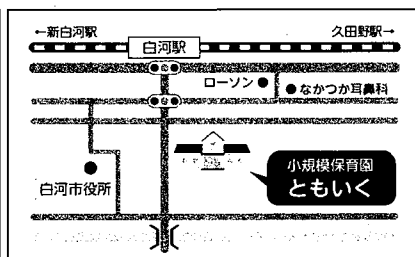
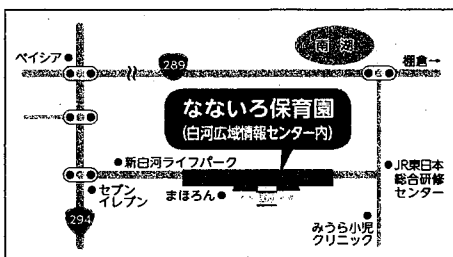
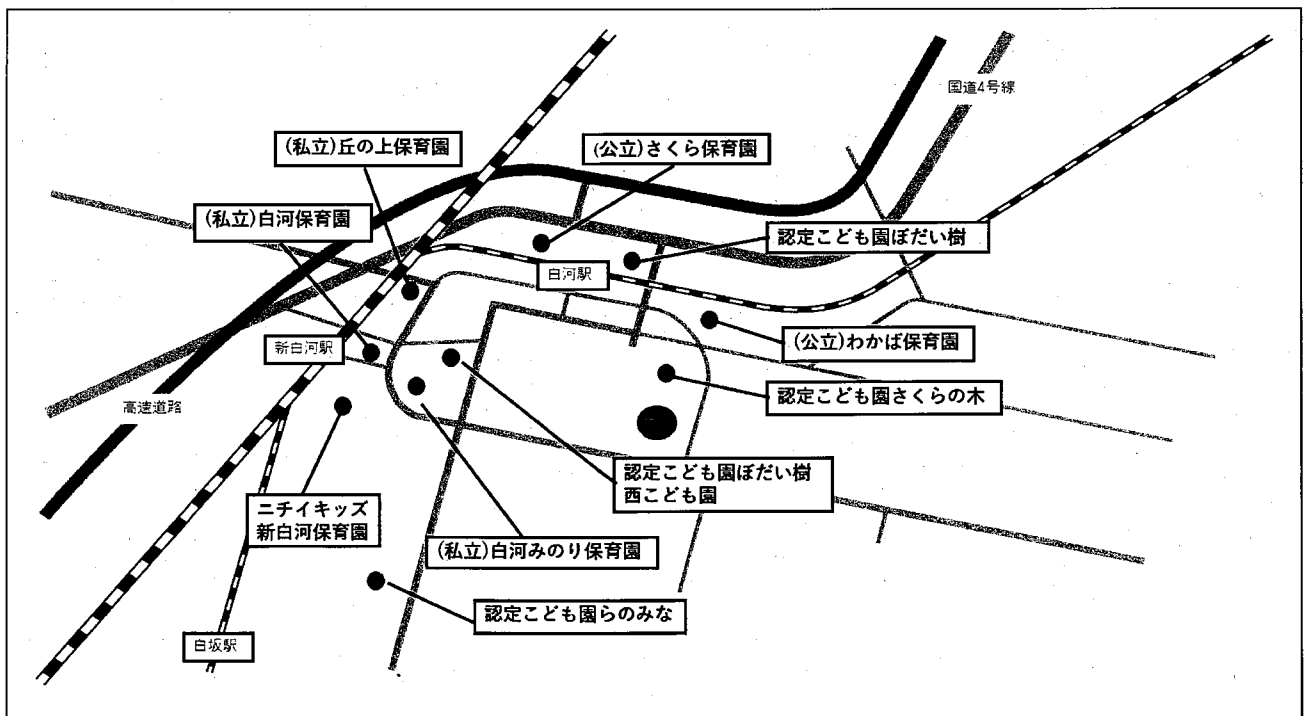
※2 就労（育児休業を取得していた方は復帰）してから90日を経過しない間に退職（解雇、倒産を除く）された場合で、すぐに求職活動する際の入園期間は、復帰後就労した期間または30日のいずれか長い期間となります。

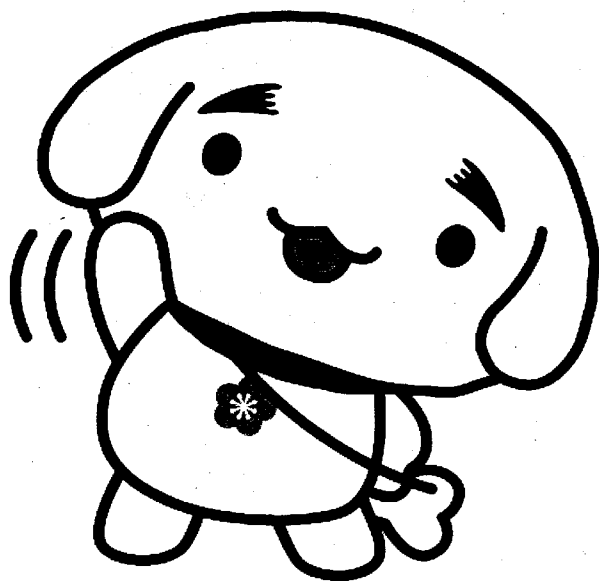
保育園等の所在地（地図）

各保育園等のおおむねの位置は、次のとおりです。



【白河地域保育園等位置図】





入園説明会、園面談の際には、この冊子を持参してください。